

6/15

平成18年(2006年)

No.864

広報 むこう

◎向日市民憲章◎

- 1 住みよいまちを力を合わせつくりましょう
- 1 きれいな緑と水と空を守りましょう
- 1 働くよろこびと心のふれあいを大切にしましょう
- 1 すぐれた教育と文化を育てましょう
- 1 明るいくらしと福祉のまちをきざしましょう



●向日市役所(〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20) ●編集 秘書広報課 ●電話 075(931)1111 ●http://www.city.muko.kyoto.jp/



思い悩まず、ご相談を

平成17年度相談のまとめ・各種相談案内

市では、市民の皆様の不安や悩みを解消するため、各種相談を実施しています。このほど、市が行っている相談の平成17年度の状況がまとまりました。

「困りごと相談」では相続についてが、「消費生活相談」ではハガキによる架空請求についてが、「女性のための相談」では自分自身の生き方についてが、それぞれ最も多い相談内容でした。

困りごと相談

市民の皆様のさまざまな困りごとについて、ご相談をお受けしています。

相談内容は、遺言書の作成、相続手続きなど、相続についての相談が20.0%と最も多く、サラ金、金銭貸借、多重債務の処理などの金銭問題についての相談(15.3%)、相続税、贈与税、所得税など国税についての相談(11.3%)、夫婦男女関係(9.3%)、近隣問題(8.0%)など広範囲にわたっています。

消費生活相談

買い物や商品の品質、サービス、訪問販売などの契約でのトラブルなど消費生活についての相談です。

相談内容では、ハガキによる架空請求が依然

として最も多く、49.1%と全体の半数を占めています。また、必要としない宅内の補修工事(床下換気扇・天井耐震工事)など、土地、建物、設備についての相談(14.6%)、インターネットを悪用した情報料の請求など通信サービス・運輸についての相談(13.4%)なども目立ちます。

女性のための相談

家族との関係、夫婦関係、家事・育児・介護の悩みなどについて、女性のためのカウンセラーが問題の整理や解決のお手伝いをしています。

相談内容は多岐にわたっており、その中でも自分自身の生き方についての相談が全体の4割を占めています。また、DV(ドメスティック・バイオレンス。夫や恋人など親密な関係にある男性から女性に対する暴力)についての相談が2割ありました。

市で行っている主な相談

相談	日時・場所	お問い合わせ
困りごと相談 (併催:乙訓特設人権相談)	第2・4火曜日午前10時～正午・午後1時～3時 (受付2時30分まで)、福祉会館	秘書広報課 (内線295)
無料法律相談(予約制)	第1・2・3月曜日午前9時～11時30分(1人30分) (予約は前週の木曜日午前9時から)、市民相談室	秘書広報課 (内線295)
消費生活相談	毎週水曜日午前10時～午後4時 毎週月・金曜日午後1時～4時、市民相談室	環境政策課 (内線235、249)
女性のための相談(予約制)	毎月第4水曜日午後1時10分～4時 城陽市、京田辺市、八幡市の相談窓口もご利用いただけます。☎政策協働課(内線280)	専用電話 ☎931-1144
年金相談	毎週木曜日午前10時～正午・午後1時～4時、 市民相談室	保険年金課 (内線218、246)
心の健康相談 (事前予約優先)	毎週火曜日午後1時～5時、市役所	障害者高齢者 支援課(内線307)

※相談日は祝日と重なったりするなど、変更になる場合があります。

毎月の相談日程は、広報むこう毎月1日号でお知らせしています。事前にご確認の上、お越しください。

広島市平和祈念式参加者募集

- 行き先/広島市平和記念公園
- 日程/8月5日(土)～6日(日)
- 対象/向日市在住の15歳以上の方3人(応募者多数の場合は抽選で決定)
- ※市民の方から募集した平和の折り鶴を捧げていただきます。
- 費用/無料(宿泊費・交通費)、食費は各自負担
- 申込み/必ず一人につき1枚のハガキで、住所、氏名、年齢、電話番号を記入して、7月14日(金)までに政策協働課(内線277)へ。

平和の折り鶴募集

広島市平和記念公園の「原爆の子の像」に捧げる折り鶴を募集しています。7月24日(月)までに、必ず糸に通して数を数え、政策協働課へお持ちください。

向日市バリアフリー基本構想 検討協議会 市民委員募集

この検討協議会は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)案」を踏まえ、公共交通機関や駅、建築物などを中心とした区域におけるバリアフリー化に向けた整備手法、内容を審議していただきます。

- 対象者/向日市在住でバリアフリーに関心のある方
- 募集人員/2人
- 任期/委嘱の日から平成19年3月まで
- 開催予定/年4回(平日の午後を基本とします)

応募方法

住所、氏名、年齢、職業を明記し、応募動機を800字程度にまとめて提出してください。

- 応募期限/6月29日(木)午後5時到着分まで
- 提出方法/直接お持ちいただくか郵送、ファックスまたは電子メールで
- 選考/書類選考
- お問い合わせ/政策協働課(内線280、FAX 922-6587、電子メールseisaku@city.muko.lg.jp)

基本健康診査

個別方式

- 期間/9月1日(金)～平成19年2月28日(水)
- ※受診期間が延長されました。
- ※乙訓管内の委託医療機関で直接受診してください。

集団方式(6月15日から受付を開始します)

- 日時/9月11日(月)～26日(火)(土・日・祝日を除く)
午後1時、1時30分、2時、2時30分

実施場所/保健センター

- 申込み/6月15日(木)～8月31日(木)に、健康推進課(339、357)(午前8時30分～午後5時)、または保健センター☎933-2666(午前9時～午後4時)へ。

※集団方式は、原則として事前予約が必要ですが、※ただし、次の方には、7月末ごろ診査票をお送りしますので、申し込む必要はありません。

- 昭和40年・35年・30年・25年・20年生まれの方
- 40歳～64歳で国民健康保険に加入されている方
- ※次の方は、健診方法が変わりますので、案内通知がお手元に届いてから(7月末ごろ)お問い合わせください。

自己負担金

- 1,000円(一部免除制度もあります)が必要です。
- ※委託医療機関など詳しくは、8月1日号でお知らせします。
- お問い合わせ/健康推進課(内線339、357)